

## 指 示

平成23年4月18日

福島県知事  
佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成23年4月13日付け指示は、下記のとおり変更する。なお、平成23年3月23日付け指示及び平成23年4月16日付け指示については、引き続き措置されたい。

### 記

1. 福島県飯館村において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、摂取を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。
2. 福島県福島市、伊達市、相馬市、南相馬市、田村市、いわき市、新地町、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村及び川内村において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

(案)

内閣総理大臣 菅 直人 様

平成23年東日本大震災に伴う中小企業向け  
融資に関する緊急要望

このたびの東日本大震災により本県は未曾有の被害を受け、加えて東京電力福島第一原子力発電所の事故により、県内の農産物や工業製品、さらには観光産業に対する風評被害も発生し、地域の雇用を支える中小企業者は甚大な被害を蒙っております。

つきましては、過去に例のない今回の事態に対応すべく、既存の概念にとらわれない大胆な施策を推進するため、下記事項を要望いたします。

記

- 1 災害関係保証については原子力災害も対象とすること
- 2 信用保証協会の経営基盤強化への支援を行うこと
- 3 被災者向けの融資に対応する地域金融機関の経営基盤強化のための対策を講じること

平成23年4月18日

福島県知事 佐藤 雄平